

当会会員事務所様

令和4年4月吉日
一般財団法人総合福祉研究会
理事長 本井啓治

普段は当会の会務運営にご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。
さて、当会会員である富山の日本クリアス税理士法人 富山本部の公認会計士・
税理士 中村 厚先生のご厚意により、「職員処遇改善支援補助金（交付金）」に
関する令和3年度・令和4年度の会計処理について解説文のご提供を受けました
ので、会員の皆様方の業務運営にお役立ていただければと考え当会の会員専用ホ
ームページに掲載させていただきます。

（注1）次ページ以下の解説文は2022年2月22日現在にて作成した解説文で
すので、今後厚労省から公表される関係通知により変更の可能性があ
ることをご承知おきください。

（注2）次ページ以下の解説文利用の結果、仮にトラブルが発生し、当該解説文
を利用した会員事務所又は第三者に損害が生じた場合であっても、当該
解説文が会員事務所の自己責任のもとにおいて使用されるものであるこ
とを前提としているため、当会及び当該文書作成者は損害賠償責任その他
一切の責任を負うものではありませんのでご留意ください。

「職員処遇改善支援補助金（交付金）」の会計処理について

令和4年2月から9月までの間において、次の福祉施設等の職員の処遇改善に関して、補助金（交付金）が交付される制度が導入されました。

介護職員	介護職員処遇改善支援補助金
障害福祉職員	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
保育士・幼稚園教諭	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金

上記は、新しい制度であり、これに関する会計処理については現在の所は、明確な通知等は発出されていないものと理解しております。

今後明確な通知等が示された場合は、それに従うこととなりますが、現状で考えられる会計処理を参考までに以下の通りご報告させていただきます。

（1）科目

入金には介護報酬等のサービス報酬と一緒に交付される予定ではありますが、制度上は、それらのサービス報酬とは別個の「補助金（交付金）」として位置づけられていることから、会計上は「補助金」として扱うべきかと考えます。
業種目毎に例示すると、以下の通りです。

	大区分	中区分	小区分
介護	介護保険事業収益	その他の事業収益	補助金事業収益（公費）
障害	障害福祉サービス等事業収益	その他の事業収益	補助金事業収益（公費）
保育	保育事業収益	その他の事業収益	補助金事業収益（公費）

*上記は「事業活動計算書（P/L）」の科目で記載していますが「資金収支計算書（C/F）」の場合は、「収益」の部分がいずれも「収入」となります。

（2）未収計上

補助金（交付金）は、令和4年2月、3月、4月分が6月に交付されることにな

っています。

これに関して令和3年度（R3.4.1～R4.3.31）決算においては、やはり令和4年2月分、3月分の補助金（交付金）については、決算時点で計算できる金額をもって未収計上することが理論的な会計処理と考えます。

具体的には、次の仕訳となります。

【2月末日】

(B/S)未収補助金 ○○○ (P/L)補助金事業収益（公費）○○○
<(C/F)補助金事業収入（公費）○○○>

【3月末日】

(B/S)未収補助金 ○○○ (P/L)補助金事業収益（公費）○○○
<(C/F)補助金事業収入（公費）○○○>

*2月分と3月分をまとめて3月末日で計上することも認められると考えます。

(3) 令和4年10月以降分の会計処理

令和4年10月以降分については、例えば介護で言えば介護報酬等の臨時改定の中に含まれる形で上乘せされる予定とのことですが、その制度次第によって上記(1)、(2)の会計処理とは異なってくることが想定されます。

予定通りであれば、令和4年10月以降分については、(借方)は「(B/S)事業未収金」として、(貸方)は「介護報酬収益」「介護給付費収益」「施設型給付費収益」「委託費収益」等になる可能性が高いものと思われませんが、これについては令和4年10月以降の制度が明確になった時点で改めてご連絡申し上げます。

以 上